東京都立板橋特別支援学校長 深井 敏行

「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」について

平素から本校の教育活動に御理解と御協力をいただき感謝いたします。

本校においては、冬季休業中における感染症対策や健康観察の継続について生徒及び保護者の皆様に周知するとともに、冬季休業明けの学校運営に向けて、生徒等の健康状況の把握等に取り組んでいただいているところです。

<u>こうした中、都内においても新たな変異株であるオミクロン株により、かつてないスピードで感染が拡</u>大しています。

この状況を踏まえ、東京都は、令和4年1月7日に東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催して、<u>令和4年1月11日から1月31日を期間とする「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」</u>を決定し、オミクロン株による感染拡大を警戒すべき期間の対応を、都民・事業者等に対して協力依頼・要請を実施することとしました。

特に学校においては、これから受験シーズンを迎えることなどから、冬季休業明けの教育活動の実施に 当たっては、これまで以上に緊張感を持ち、下記のとおり、感染症対策を徹底するように指示が出ました。 また、生徒等への感染症対策の指導を徹底するとともに、保護者の方々への周知もいたします。

教職員等においても感染症対策の更なる徹底を図るとともに、都民からの信頼を損なう行動を厳に慎むよう、改めて注意喚起をしてまいります。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、本校は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかな対応をしていきます。

記

- 1 感染拡大警戒期間における基本方針
 - ○基本的な感染症対策の徹底とオンライン活用による密を避ける工夫などにより学校運営を継続する。
 - ○学校の運営に当たっては、ガイドラインに基づく感染症対策を徹底する。感染症対策については、都立学校新型コロナウイルス感染症対策専門家チームによる「都立学校における新型コロナウイルス感染症対策点検・評価報告書」(令和3年12月23日送付済)も参考にすること。

2 児童・生徒等に対する指導の徹底

(1) 基本的な感染症対策の徹底

- ○マスク (不織布) の正しい着用、3 「密」の回避、正しい手洗い
- ○毎朝検温、健康観察(咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさなどの体調不良等の症状が見られる場合は登校せず、受診すること)
- ○登校時の健康チェック(登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認)
- ○教室等における密集の回避(児童・生徒等同士の間隔を2m(最低1m)以上確保)
- ○常時換気の徹底(CO2 測定器による計測を活用)
- ○黙食の徹底
- ○教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置(校内環境の管理)
- ○授業終了後は速やかに帰宅する。
- ○校内で感染拡大の恐れがあると考えられる場合は、適宜オンライン学習を活用するなどの工夫を 行う。

(2) 学校行事について

○校外での活動に当たっては、感染リスク等を踏まえ、移動手段、活動内容等について感染症対策の 工夫を行う。

(3) 部活動について

○今和4年1月7日付3教指企第1790号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた部活動の取扱いについて(通知)」に基づき、感染症対策を講じ、生徒の安全を最優先にした上で、全ての部活動の実施を可とする。ただし、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。

3 家庭における感染症対策の徹底

次のことについて、保護者の方々に協力を依頼いたします。

- ○外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染防止策を徹底する。緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える。
- ○マスク (不織布) の正しい着用、3 「密」の回避、正しい手洗いなどの手指消毒
- ○毎朝検温、健康観察(家族に何らかの症状が見られる場合、児童・生徒等は登校せず休養する。この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ります。)
- ○十分な換気

4 都立高等学校等の入学者選抜

<u>入学者選抜の実施に当たっては、徹底した感染症対策により学力検査等を適切に実施できるよう、別途通知に基づき、校内体制を整備し、実施要領等を定める。また、受検者の状況に応じて別室での受検体制を整えるとともに、追検査を実施するなど、受検機会が確保できるよう対応する。</u>

5 教職員の勤務

教職員については、原則として、学校に出勤し、教育活動等に従事するものとする。ただし、感染症対策の趣旨を踏まえた上で、校務に支障がない範囲で、教職員の自宅勤務や時差通勤を認めることができる(従前の令和2年5月25日付2教総総第518号通知「2」「(5)」のとおり)。

6 教職員等の健康管理の徹底

- (1) 基本的な感染症対策の徹底
 - ○毎朝検温、健康観察(咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさなどの体調不良の症状が見られる場合など健康状態に不安がある場合は出勤せず、受診すること)
 - ○出勤時の健康チェック(健康チェック票に検温結果等を記録)
- (2) 正しいマスクの着用
 - ○会話や会議の際も必ずマスクを着用する。
 - ○マスクについては、不織布マスクが最も高い効果を持つことを踏まえて、不織布マスクの使用を 基本とし、正しくマスクを着用する。
 - ○正しいマスクの着用方法については、厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法について の動画等を確認する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

- (3) 昼食や休憩時間における感染症対策の徹底
 - ○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。喫食後は速やかにマスクを着用する。
 - ○大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- (4) 会食について
 - ○教職員が児童・生徒等に感染させることがあってはならないことから、会食等の場面における感染 リスクについて十分認識する。

【問合せ先】東京都立板橋特別支援学校 副校長 久保田 聡 電話 03-5398-1221